

令和8年度社会人教育支援授業料免除（後期分）の申請について

申請書類の提出期限 令和8年9月4日（金）まで（土・日、休日を除く）
※郵送による提出の場合は提出期限を十分考慮して送付してください。

下記の申請資格に該当する場合、本人からの申請に基づき、選考の上、半期分授業料の全額又は一部を免除します。（申請すれば必ず免除されるものではありません。）

授業料免除の申請受付は、前期と後期に区分して行い、各期毎の申請に対して授業料の免除の審査を行います。今回は後期分のみ申請受付です。

記

1 申請資格

学校教育研究科（修士・専門職学位課程）に所属する社会人等学生のうち、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者（選考基準を公表していますので、確認して下さい）

*社会人等学生とは、下記のいずれかに該当する者です。

- ①現に職を有する者
- ②2年以上の社会人経験（家事、家業従事を含む。）を有する者
- ③大学（大学院を含む。）を卒業（修了）して2年以上経過した者
- ④退職者
- ⑤休職者

*下記に該当する者は、免除の対象となりません。

- ①大学から、ストレートで大学院に進学した者
- ②特別の理由なく修業年限を超えている者

2 申請書類

(1) 上記の申請資格に該当する授業料免除希望者は、次の書類を期限内に提出してください。

- ① 授業料免除申請書（授・様式1）
- ② 家庭状況調書（授・様式2）
- ③ 授業料免除提出書類チェック表（授・様式3）
- ④ その他証明書類（上記③に基づき提出すること）
- ⑤ 結果通知用封筒1通（長3封筒に通知先の住所・氏名を明記し、320円分の切手を貼付）

*学生寄宿舍宛は、切手不要

(2) 令和8年10月現在の状況を記入してください。

(3) 申請理由は、詳しく記入してください。

3 審査結果等

- (1) 申請書類に不備がある場合の受理や申請期限及び窓口の受付時間を過ぎての受付はできません。
- (2) 審査結果は、11月下旬に決定される予定です。（結果通知用封筒にて郵送します。）
- (3) 免除申請を受理された者は、審査が完了するまでの間、授業料の納付を猶予します。
- (4) 納付した授業料は返還できませんので、免除申請を受理された者は、審査結果を発表するまでの間、授業料を納付しないでください。
- (5) 授業料の免除が認められた者については、納付すべき半期分授業料の全額又は一部（4分の3又は半額）を免除します。
- (6) 授業料免除の審査の結果、不許可又は一部免除となった者は、速やかに納付すべき授業料を納付しなければなりません。

学則第84条第1号に規定するとおり、授業料を滞納し、督促してもなお納入しない場合には、当該授業料未納に係る学期の末日（後期は3月末日）をもって除籍となります。
後期に卒業又は修了が見込まれる者については、2月末日をもって除籍することになります。

4 申請書類の提出先

(1) 提出先・担当窓口（取扱時間：平日の8時30分～17時15分）

〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1

兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム 電話：0795-44-2051、2378

(2) 郵送による場合は封筒に「授業料免除申請書類在中」と朱書し簡易書留で送ってください。